

第3節 水質汚濁対策

第1 法律・条例に基づく規制

1 規制の概要

(1) 排水規制

府域における公共用水域の水質汚濁の防止については、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）、瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「瀬戸内海法」という。）及び府公害防止条例に基づき、特定施設又は届出施設を設置する工場・事業場から公共用水域に排出される排出水について規制を行っている。

また、上乗せ条例により、水質汚濁防止法に定める一律基準より厳しい排水基準を定めるとともに、府公害防止条例において污水に係る規制基準を設定して濃度規制を行っている。さらに、1日当りの平均排水量が50m³以上の特定事業場（以下「指定地域内事業場」という。）については、濃度規制に加えて化学的酸素要求量（COD）について、「化学的酸素要求量に係る総量削減計画」（第2参照）に基づき総量規制を行っている。

(2) 施設の設置等の規制

1日当りの最大排水量が50m³以上の特定事業場において特定施設の新・増設、構造の変更等を行う場合には、瀬戸内海法に基づき許可を要することとされ、併せて事前評価を実施することになっている。

1日当りの最大排水量が50m³未満の特定事業場あるいは届出施設を設置する事業場にあっては、それぞれ水質汚濁防止法若しくは府公害防止条例に基づき、特定施設あるいは届出施設の設置、構造の変更等を行う場合には事前に届出を行ふべきものとされている。特に上水源地域に届出施設を設置する場合には、府公害防止条例に基づき許可を要することとなっている。

(3) 規制権限の委任

瀬戸内海法に基づく規制権限は大阪市長に、水質汚濁防止法及び府公害防止条例に基づく工場・事業場に対する規制権限は大阪市、堺市、東大阪市、吹田市、豊中市、高槻市、八尾市及び枚方市の各市の長に委任されている。

2 施設設置等の現況

(1) 施設の設置等の許可及び届出状況

昭和63年度におけるこれらの法律及び条例に基づく許可及び届出の状況は表2-3-1・5のとおりである。

(2) 特定(届出)施設の設置工場・事業場の現況

法律、条例に基づく許可及び届出対象工場・事業場数は、平成元年3月31日現在、6,159か所であり、これを水域別、業種別にみると巻末資料表3-12のとおりである。また、指定地域内事業場の数は1,166か所である。

なお、昭和63年8月に水質汚濁防止法施行令の一部が改正され、共同調理場等3業種が新たに水質規制の対象として追加された。

表2-3-15 法律及び府公害防止条例に基づく特定(届出)
施設設置等の許可及び届出状況(昭和63年度)

(1)瀬戸内海法に基づくもの

府・市 種別	大阪府	大阪市	合計
設置許可	72件	5件	77件
使用届出	30	0	30
構造変更許可	71	6	77
構造変更届出	0	0	0
氏名変更届出	158	7	165
汚染状態変更届出	6	1	7
廃止届出	50	4	54
承継届出	14	0	14
鉱山等使用届出	0	0	0
合計	401	23	424

(2) 水質汚濁防止法に基づくもの

府・市 種別	大阪府	大阪市	堺市	東大阪市	豊中市	吹田市	高槻市	八尾市	枚方市	合計
設置届出	96件	7件	22件	18件	1件	2件	16件	29件	11件	202件
使用届出	24	1	6	2	0	1	2	2	8	46
構造変更届出	46	4	12	8	2	0	9	14	4	99
氏名変更届出	81	3	25	3	1	4	21	5	18	161
廃止届出	34	4	4	10	5	16	5	13	5	96
承継届出	13	2	0	0	1	1	1	3	4	25
測定手法届出	18	3	2	0	0	1	1	0	1	26
合計	312	24	71	41	10	25	55	86	51	655

(3) 府公害防止条例に基づくもの

府・市 種別	大阪府	大阪市	堺市	東大阪市	豊中市	吹田市	高槻市	八尾市	枚方市	合計
設置届出	119件	13件	40件	29件	1件	9件	18件	52件	5件	286件
使用届出	3	0	0	0	0	1	0	0	0	4
構造変更届出	97	11	36	12	2	2	13	23	6	202
氏名変更届出	156	9	49	8	1	23	34	21	35	336
廃止届出	72	9	8	13	5	26	10	23	12	178
承継届出	18	3	1	1	1	1	3	3	5	36
事故届出	0	0	0	1	0	0	0	0	2	3
事故完了届出	0	0	0	1	0	0	0	0	2	3
設置許可	36	0	0	0	0	0	5	0	12	53
合計	501	45	134	65	10	62	83	122	79	1,101

3 検査指導状況

府及び大阪市等8市の政令委任市においては、昭和63年度には延べ5,551工場・事業場に対して立入検査及び排出水の採取検査を実施し、汚水処理施設の適切な維持管理等排水基準の遵守についての指導を行うとともに、総量規制基準の遵守状況、水質自動計測機器の維持管理等の指導を行った。また、特別立入検査として夜間の操業状況等を検査するための夜間パトロールと、二色の浜海水浴場周辺に立地する工場のパトロールを実施した。

昭和63年度における工場・事業場に対する立入検査状況は表2-3-16のとおりである。

表2-3-16 立入検査状況（昭和63年度）

工場数 府・委 任市 水域	立 入 檢 査 工 場 ・ 事 業 場 数									
	大阪府	大阪市	堺市	東大 阪市	豊中市	吹田市	高槻市	八尾市	枚方市	合 計
淀 川	105							133		250 488
神 崎 川	上 流	54						5		59
	下 流	161	61		50	241	265			778
寝 屋 川	539	38		560				354	45	1,536
大 阪 市 内 川		111								111
大 和 川	上 流	412	24							436
	下 流	54		92						146
泉 州	上 水 源	89								89
	一 般	1,024		406						1,430
	臨 海	236		242						478
	合 計	2,674	234	740	560	50	241	403	354	295 5,551

(注) 立入検査工場・事業場数は延べ工場数である。

4 有害化学物質による水質汚染対策

昭和58年8月の環境庁による「昭和57年度地下水汚染実態調査結果」によって、トリクロロエチレン等の化学物質による地下水汚染が全国的に広がっていることが判明したことを踏まえ、府としても、昭和59年度から河川及び地下水の汚染実態調査を行っている。

昭和63年度においては、河川水25地点（主要な環境基準点等）、地下水23地点（府下を10kmメッシュに区画し、各区画に所在する工場・事業場の所有する井戸）で調査を実施した。この結果、河川水については「水道水の暫定水質基準」（表2-3-17）を超えていなかったが、地下水について、昭和62年度と同じ1地点でトリクロロエチレンについての「水道水の暫定水質基準」を超えていた。同地点については年2回測定を実施したが、やや改善の傾向が見られている。また、周辺地域のこれらの化学物質を使用している工場・事業場へ立入調査を実施したが、汚染原因の解明には至っていない。引き続き工場・事業場への立入指導を強化するとともに、汚染原因解明のため周辺井戸の水質調査等を行っている。

これらの化学物質による水質汚染については、水質の監視に努めるとともに、環境庁通知「トリクロロエチレン等の排出に係る暫定指導指針」（昭和59年8月22日付け）に従って、同化学物質を使用している工場・事業場に対し、適正な使用及び管理の指導、排出水の水質調査を実施し、管理目標（表2-3-17）の遵守指導を行うなど、庁内関係部局の連携を密にして対策を推進している。

なお、平成元年3月29日に、水質汚濁防止法施行令の一部が改正され、トリクロロエチレンとテトラクロロエチレンが新たに有害物質として追加された（平成元年10月1日施行）。

表2-3-17 排出水等の管理目標

区分 物質	管理目標 1)		2) 水道水の暫定水質基準
	地下浸透の防止	排出の抑制	
トリクロロエチレン	0.03mg / ℥ 以下	0.3mg / ℥ 以下	0.03 mg / ℥ 以下
テトラクロロエチレン	0.01 "	0.1 "	0.01 "
1.1.1 トリクロロエタン	0.3 "	3 "	0.3 "

1) 昭和59年8月22日環境庁通達

2) 昭和59年2月18日厚生省通達

また、ゴルフ場において使用される農薬等が河川等の周辺環境へ及ぼす影響について、社会的関心が高まっていることに対処するため、昭和63年度においては、ゴルフ場における農薬、肥料等の使用実態及び排水方法等に関する調査を行った。

第2 COD総量削減計画及び富栄養化防止対策の推進等

1 第2次COD総量削減計画の推進

大阪湾に流入するCOD汚濁負荷量の一層の削減を図るため、昭和62年度に策定した第2次の「化学的酸素要求量に係る総量削減計画」に基づき、各種削減対策の推進を図っている。この計画の概要は、表2-3-18のとおりである。

特に、工場・事業場に対する総量規制については、昭和62年度改定の「化学的酸素要求量に係る総量規制基準」に基づき、規制の強化を図っている。なお、水質汚濁防止法施行令の改正に伴い、新たに水質規制の対象となった共同調理場等3業種に係る総量規制基準を平成元年3月に設定した。

表2-3-18 化学的酸素要求量に係る総量削減計画の概要

項 目	概 要				
	年度 区分	現状(昭和59年度)		目 標 年 度	
		負荷量等 (ト/日)	割 合 (%)	負荷量 (ト/日)	割 合 (%)
削 減 目 標	生 活 系	111	72.6	99	72.3
	産 業 系	34	22.2	31	22.6
	そ の 他	8	5.2	7	5.1
	合 計	153	100	137	100
目 標 年 度	平成元年度				
削 減 目 標 量 の 達 成 の 方 途	① 下水道の整備等 ② 総量規制基準の設定 ③ 小規模排水対策 ④ 教育啓発等 ⑤ その他の対策				

2 富栄養化防止対策の推進

大阪湾の富栄養化状態の一層の改善を図るため、昭和61年度に策定した「^{ノル}磷及びその化合物に係る削減指導方針」及び「^{ノル}磷及びその化合物に係る削減指導要領」に基づき、各種削減対策の推進を図っている。削減指導方針の概要は表2-3-19のとおりである。

この指導方針等に基づき、下水道整備等の促進をはじめ、工場・事業場に対しては、適宜、^{ノル}磷の除去に着目した処理施設の導入等を指導し、^{ノル}磷及びその化合物の削減に努めた。

さらに、生活排水中の^{ノル}磷削減対策の一環として、一般家庭等において使用される合成洗剤中に含まれる^{ノル}磷を削減するため、昭和54年度策定の「大阪府合成洗剤対策推進要綱」に基づき、府民に対して、洗剤の減量使用と石けん等^{ノル}磷を含まない洗剤の使用について啓発、普及活動を行った。

また、^{ノル}磷とならび富栄養化の原因とされる窒素についても、府域からの窒素排出実態の調査や処理効率の調査を行い、窒素削減の効果等について検討を進めた。

表2-3-19 ^{ノル}磷及びその化合物に係る削減指導方針の概要

項目		概要															
削減の目標		目標年度において公共用水域に排出される ^{ノル} 磷の量を現状より減少させる。 現状（昭和59年度）															
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分 排出量等</th><th>生 活 系</th><th>産 業 系</th><th>そ の 他</th><th>合 計</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>排出量 (トン/日)</td><td>5.9</td><td>2.3</td><td>1.9</td><td>10.1</td></tr> <tr> <td>割 合 (%)</td><td>58</td><td>23</td><td>19</td><td>100</td></tr> </tbody> </table>	区分 排出量等	生 活 系	産 業 系	そ の 他	合 計	排出量 (トン/日)	5.9	2.3	1.9	10.1	割 合 (%)	58	23	19	100
区分 排出量等	生 活 系	産 業 系	そ の 他	合 計													
排出量 (トン/日)	5.9	2.3	1.9	10.1													
割 合 (%)	58	23	19	100													
目標年度		平 成 元 年 度															
削 減 の ための方途		① 生活系に係る方途（下水道の整備等） ② 産業系に係る方途（ ^{ノル} 磷処理施設の導入指導等） ③ その他の方途（畜産排水等についての指導等） ④ 啓 発 等															

3 濑戸内海環境保全対策等

(1) 濑戸内海の環境の保全に関する大阪府計画の推進

瀬戸内海環境保全特別措置法第3条の規定により国が策定した瀬戸内海環境保全基本計画（昭和53年5月）に基づいて、昭和56年7月に同法第4条の規定により、大阪府の区域において瀬戸内海の環境の保全に関し実施すべき施策について「瀬戸内海の環境の保全に関する大阪府計画」を策定した。

しかし、その後同計画の中で引用されている水質総量削減計画を始めとする各種計画の見直しが行われ、目標年度等の変更が行われたことから、これらに対応するため昭和62年12月21日に同計画を変更し、これに基づき、各種事業の推進を図っている。

(2) 濑戸内海環境保全知事・市長会議

瀬戸内海沿岸13府県5政令市（京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、福岡県、大分県、京都市、大阪市、神戸市、広島市及び北九州市）で構成する「瀬戸内海環境保全知事・市長会議」（昭和46年7月設置）では、昭和63年度（第18回会議）において、瀬戸大橋開通を契機とする新瀬戸内時代の環境保全等について意見交換を行った。

また、国に対して、瀬戸内海の環境保全に係る財政上の特例措置等について要望を行った。

(3) 大阪湾海水汚濁対策協議会

大阪湾沿岸の3府県15市7町で構成する「大阪湾海水汚濁対策協議会」（昭和47年11月設置）では、昭和63年度（第14回総会）において、大阪湾の水質汚濁の防止を図るために生活排水対策等について意見交換を行った。

さらに、国に対し、大阪湾の環境保全対策事業の促進等について要望を行った。

(4) 淀川等の水質汚濁対策連絡協議会

府域の主要河川である淀川、神崎川、大和川並びに大阪港の水質汚濁を防止するため、流域関係機関によりそれぞれ淀川水質汚濁防止連絡協議会、神崎川水質汚濁対策連絡協議会、大和川水質汚濁防止連絡協議会及び大阪港海水汚濁防止対策協議会を組織し、相互に連絡調整を図りながら水質汚濁対策の推進について協議を行った。

第3 生活排水対策の推進

1 大阪府生活排水対策推進要綱の策定

近年、生活排水が府域から排出されるBOD汚濁負荷量の約8割を占めており、特に下水道未整備地域等からの生活雑排水（生活排水のうち、し尿を除いたもの）に起因するものが、約7割を占めるまでになっている（図2-3-17）。

生活排水の基本は下水道の整備であるが、大阪市を除く府下の下水道普及率は昭和63年度末で44.7%であり、必要な整備が達成されるまでには、相当長期間を要する現状にある。

また、平成元年度を目標年度とした第2次の「燃及びその化合物に係る削減指導方針」及び「化学的酸素要求量に係る総量削減計画」においては、生活排水対策を重点的に推進することとしている。

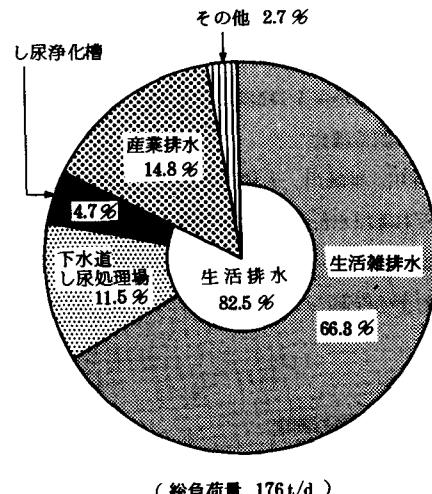
しかしながら、生活雑排水の規制については、法的な位置づけもなく、下水道に接続していない家庭等や合併処理浄化槽を設置していない家庭等では、未処理のまま河川等に放流されている。

このような状況から、生活排水処理に係る法体系の整備等を、全国生活排水対策連絡協議会、瀬戸内海環境保全知事・市長会議等を通じて、国等への要望活動を行っている。

また、生活排水対策についての基本方針や府、市町村及び府民の役割を明らかにし、生活排水対策の推進体制等について必要な事項を定めた「大阪府生活排水対策推進要綱」を昭和63年4月1日から施行した。

さらに、本要綱に基づいて、昭和63年9月22日に「大阪府生活排水対策推進会議」を設置し、今後、本推進会議において府と市町村が一体となって、生活排水対策に係る諸施策の総合的な推進を図っていく。

図2-3-17 BOD排出負荷量（昭和60年度大阪府域）



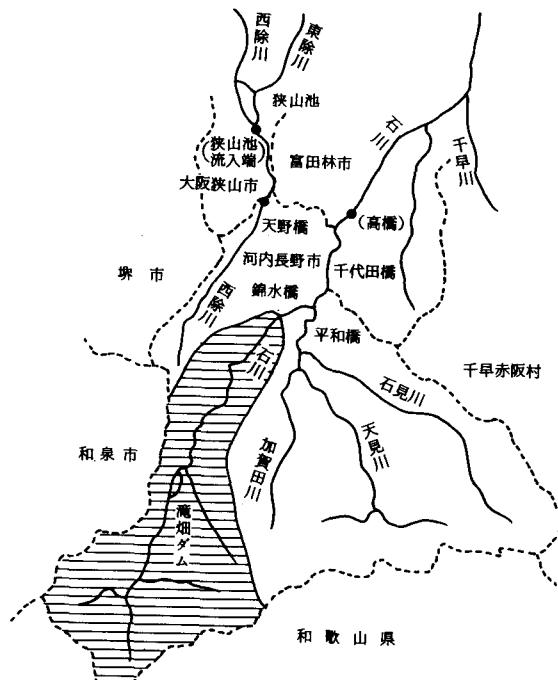
2 石川上流地域生活雑排水対策広域推進事業

市町村への技術指導等生活排水対策を推進していくため、昭和62年度において、大和川の支川で藤井寺市を流れる旧大水川に水路浄化システムを設置して、浄化効果や、維持・管理上の問題点を明らかにするための調査を行ったのに続き、昭和63年度においては、府民団体との連携による生活排水対策地区研修会やシンポジウム等の府民啓発事業を実施したほか、昭和63年11月から平成元年3月まで、河内長野市の石川上流地域をモデル地域に選定し、汚濁負荷量の抑制及び処理施設の設置促進の可能性等を検討すべく「石川上流地域生活雑排水対策広域推進事業」を実施した。

この事業は、広域的、組織的な推進を図るため、「石川上流地域生活雑排水対策広域推進協議会」を設置し、この協議会において、モデル地域の約3,000世帯を対象に、台所等における実践活動等を実施するとともに、その効果を把握するためのアンケート調査、水質調査を行った。

さらに、河川の水質に対する関心を高めてもらうため、木炭による水質浄化実験を行ったほか、広く河内長野市民を対象とするシンポジウムを開催した。

図2-3-18 石川上流地域（モデル地域）



第4 下水道の整備

1 第6次下水道整備5か年計画の推進

下水道は都市の健全な発展と公衆衛生の向上に寄与するのみでなく、河川、海域等の公共用水域の水質保全に欠くことのできない施設である。

近年の著しい都市化現象に伴う府域における公共用水域の水質汚濁対策として、下水道の整備を強力に推進するため、下水道整備緊急措置法（昭和42年法律第41号）に基づく国の施策として第1次下水道整備5か年計画（昭和38～42年度）から、逐次、第2次、第3次、第4次、第5次の計画策定があり、府下においてもそれにあわせて整備を図ってきた。

これに続き、国においては昭和61年度を初年度とする第6次下水道整備5か年計画が策定され、府下においても更に強力に整備促進を図っている。

昭和63年度末における下水道の普及状況（処理人口普及率。以下同じ。）は大阪市域では99.8%、大阪市域を除く府下の地域では44.7%で、府全域では61.3%となり、前年度から1.3%の進ちょくをみせている。

2 下水道の整備事業

(1) 流域下水道

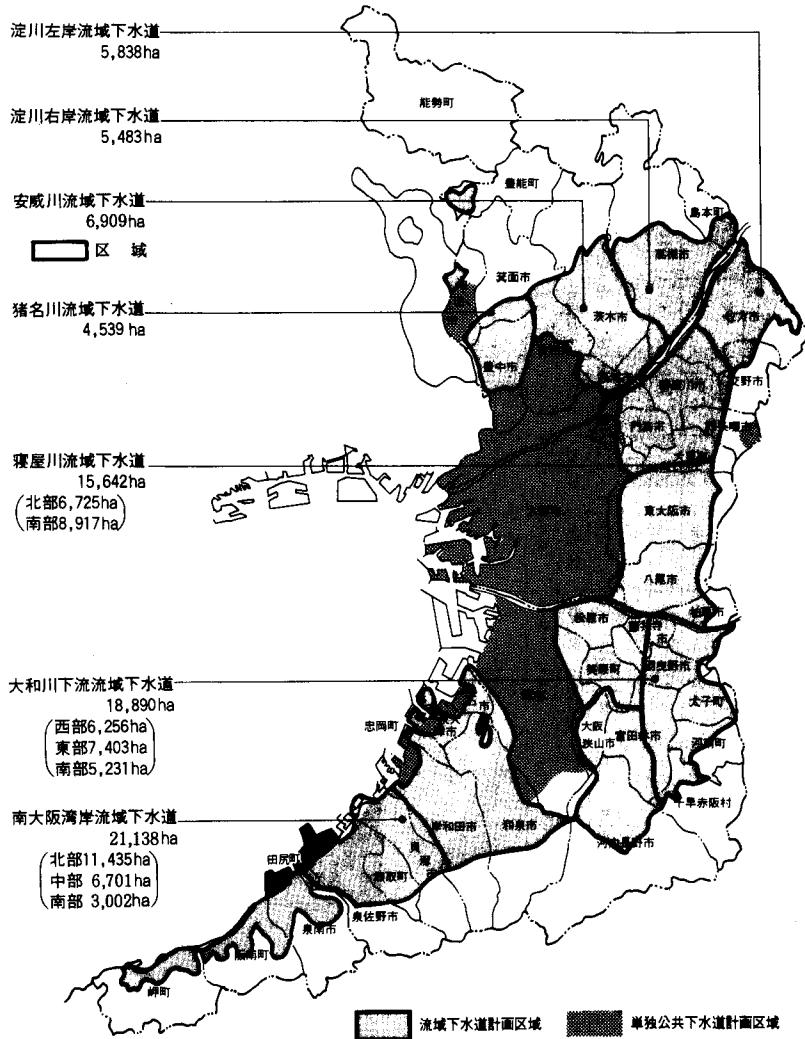
多くの市町村の市街地が隣接し、連なっている地域においては、市町村ごとに下水道を整備するよりは、河川の流域を単位として市町村の境界にとらわれず広域的に下水道を整備することが合理的かつ経済的である。

府においては、このような考えに基づいて昭和40年度から流域下水道事業を推進してきた（図2-3-19）。

昭和63年度においては猪名川流域、安威川流域、淀川右岸流域、淀川左岸流域、寝屋川流域、大和川下流流域及び南大阪湾岸流域の7流域において、引き続き流域下水道事業（総事業費556億3,079万円）を実施した（表2-3-20）。

図2-3-19 府が事業実施している流域下水道の区域

(平成元年3月31日現在)



流域下水道事業全体計画

〔複数〕「複名川」の「」内は兵庫との合計分を示す。

(2) 公共下水道

市街地から排出される汚水や雨水を完全に排除し、家庭し尿を水洗処理するためには、下水を下水道に排出させて終末処理場において処理する必要がある。

昭和63年度においては、大阪市ほか30市8町1組合で総額1,364億円（うち府補助金7億8,000万円）で公共下水道事業が実施された。

昭和63年度末の府域における下水道の普及状況（行政区域内人口に対する比率）は、次のとおりである（図2-3-20～21）。

図2-3-20 公共下水道普及状況

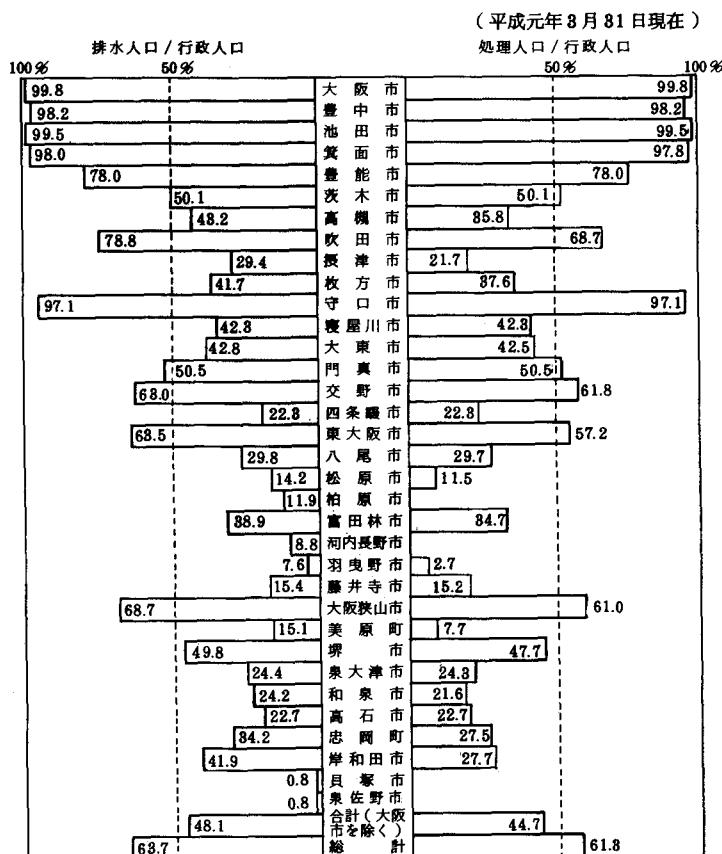
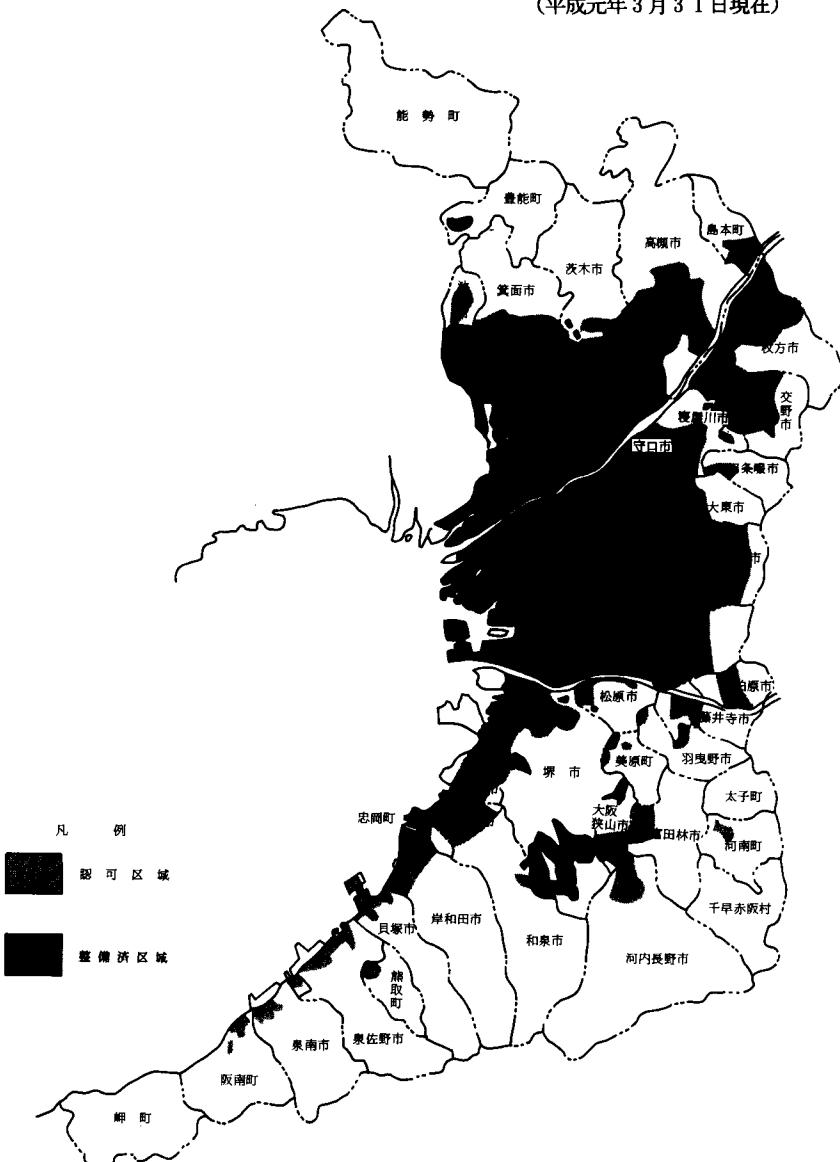


図2-3-21 公共下水道整備状況

(平成元年3月31日現在)



(3) 都市下水路

都市下水路は市街地において雨水を排除する必要がある場合に設置されるものであるが、昭和63年度においては、堺市をはじめ7市1町1企業局において総額48億1,200万円で15水路について都市下水路整備事業が実施された。

(4) 特定環境保全公共下水道

特定環境保全公共下水道は、農山漁村の主要な集落、湖沼周辺等において環境保全のため、特に緊急に実施する必要がある場合に設置されるものであるが、昭和51年度より池田市が、また昭和62年度より四条畷市、豊能町が実施している。

第5 河川・港湾等の浄化

1 都市河川浄化事業及び河川環境整備事業

河床に沈でんした汚泥は、河川の水質を悪化させるとともに、硫化水素ガス等による悪臭の発生原因となっている。このため、昭和63年度において神崎川、木津川等で汚泥約6万1,800m³をしづんせつしたのをはじめ、府下の各河川において堆積土砂の除去を行い、西除川において薄層流浄化施設の整備を進めた。

また、不法投棄等により河川の堤防敷地内に堆積し、又は水面に浮遊するじんかい等の清掃を実施するとともに、河川パトロールを強化して、汚物、じんかい等の不法投棄の取締りを行った。

さらに、広く府民に河川愛護を呼びかけるため、河川敷への不法投棄等防止の看板を設置したほか、啓発用ポスター(8,000枚)の配布等を行った。

2 港湾の浄化事業

堺泉北港における船舶から排出される油・ごみ及び河川から流入するごみ等を総合的に処理する施設として堺泉北港船舶廃油処理場を堺第7-3区埋立地内に設置し、その施設運営並びに油回収船、清掃船の運営については、社団法人大阪府清港会に委託して港湾の浄化に努めた(表2-3-21)。

表2-3-21 港湾浄化事業実施状況(昭和63年度)

(1) 廃油処理実績

区分	水バラスト	ビルジ	コレクトオイル	合計
隻数	0	214	87	301
処理量(m ³)	0	907	223	1,130

(2) じんかいの処理実績

区分	北泊地	西泊地	南泊地	浜寺泊地	浜寺水路	大津泊地	大津南泊地	合計
出動回数	177	82	105	19	20	36	34	473
回収量 (m ³)	2,258	639	577	41	4	134	186	3,839

3 港湾の緑化事業

昭和48年度から港湾の環境整備事業として堺泉北港及び阪南港の公共ふ頭に緑地の建設を行っており、昭和63年度には泉北6区の中央緑地、泉大津旧港緑地及び岸和田旧港緑地の緑地建設を行うとともに、樹木のせん定、かん水等の維持管理を行った（表2-3-22）。

表2-3-22 港湾緑地整備の進ちょく率

地区	全 体 計 画 (昭和48~平成2年度)	昭和62年度まで の 実 績	昭和63年度	昭和63年度まで の 進 ちょく 率
堺 泉 北 港	泉北1区	2,590 m ²	2,590 m ²	100%
	泉北4区	3,670	3,670	100
	泉北5区	46,300	31,482	68
	泉北6区	128,000	15,176	14
	泉北7区	77,000	52,145	68
	堺旧港	6,400	0	0
	泉大津旧港	15,000	611	15
	計	278,960	105,674	40
阪 南 港	阪南1区	130,000	105,335	81
	岸和田地区	1,500	1,500	100
	忠岡地区	7,300	7,300	100
	木材地区	6,550	6,550	100
	岸和田旧港	21,200	1,384	21
	計	166,550	122,069	75
合 計		445,510	227,743	53

4 净水場の沈でん汚泥処理

水質汚濁防止対策の一環として、村野、庭窪、大庭及び三島浄水場における沈でん汚泥の処理を実施しており、昭和63年度においては、各浄水場において沈でん汚泥8万6173トンの処理を行った（表2-3-23）。

表2-3-23 浄水場沈でん汚泥処理状況（昭和63年度）

（単位：トン）

淨水場名	村野	庭窪	大庭	三島	計
処理量	70,012	6,136	8,397	1,628	86,173

第6 監視測定体制の整備等

1 公共用水域の水質測定計画

水質汚濁防止法第16条及び府公害防止条例第59条の規定に基づく河川及び海域の昭和63年度における水質測定については、府域の主要94河川134地点（環境基準点78、準基準点56）及び大阪湾海域21地点（環境基準点15、準基準点6）に測定地点を設定し、河川ではシアン、カドミウム等健康項目を含む30項目、海域では健康項目を含む33項目について、定期的に監視を行った。

また、海域の底質測定については、大阪湾海域に15地点の測定地点を設定し16項目の底質調査を実施した。

平成元年度の測定計画については、府公害対策審議会の答申「平成元年度公共用水域の水質測定計画について」（平成元年3月28日諮詢、同日答申）に基づき、63年度と同様の地点で実施することを定めた（表2-3-24、図2-3-10）。

表2-3-24 公共用水域の水質測定計画（平成元年度）

(1) 測定地点及び測定機関

区 分	水 域	測定地点 区 分	測定機関								合計	
			大阪府	近建設地 方	大阪市	堺市	豊中市	吹田市	高槻市	枚方市		
水 質 測 定	淀川水域	環境基準点		8					3	3		14
		準基準点							2	3		5
		合計		8					5	6		19
	神崎川水域	環境基準点	10	3			1					14
		準基準点	5				2	3	1			11
		合計	15	3			3	3	1			25
	寝屋川水域	環境基準点	5		1							1
		準基準点	1		4					1	5	3
		合計	6		5					1	5	4
	大阪市内 河川水域	環境基準点			11							11
		準基準点			1							1
		合計			12							12
河 川 計	大和川水域	環境基準点	4	4		1						9
		準基準点	2	1		2						5
		合計	6	5		3						14
	泉州諸河川 水域	環境基準点	22			1						23
		準基準点	10			10						20
		合計	32			11						43
	河川計	環境基準点	41	15	12	2	1		3	3		78
		準基準点	18	1	5	12	2	3	3	4	5	56
		合計	59	16	17	14	3	3	6	7	5	134
底 質 測 定	大阪湾	環境基準点	15									15
		準基準点			6							6
		合計	15		6							21
底 質 測 定	大阪湾	測定点	15									15

(2) 測定回数

区分		生活環境項目 その他の項目	健康項目		特殊項目
			健康項目A	健康項目B	
水質測定	河川	環境基準点(A)	年12回以上	年12回以上	年2回以上
		環境基準点(B)		年4回以上	年1回以上
底質測定	海域	通日測定点	年1回以上(各1回について2時間おき13回採水分析する。)		
		準基準点	年4回以上	年4回以上	年1回以上
底質測定	海域	環境基準点	年12回以上	年2回以上	年2回以上
		準基準点	年4回以上	年2回以上	年1回以上
	海域		年2回以上	年1回以上	年1回以上

(注) 健康項目Aとは、カドミウム、シアン、鉛、クロム(6価)、ヒ素及び総水銀をいい、
健康項目Bとは、有機リン、P C B及びアルキル水銀をいう。

2 水質自動観測局による監視・測定

府では、河川水質の自動監視・測定を行うため、昭和45年度に淀川(摂津市一津屋)に水質自動観測局を設置したのをはじめ、54年度に安威川(大阪市東淀川区)、55年度に寝屋川(大東市三箇)、56年度に第二寝屋川(大阪市城東区)、59年度に大津川(忠岡町)、61年度には石川(富田林市若松町)に水質自動観測局を設置し、さらに、62年度は淀川の水質自動観測局の改修及び機器の更新を行った。

このほか、大阪市では昭和45年度から50年度にかけて、計10地点、堺市では54年度に石津川(堺市浜寺石津)に1地点、また国(近畿地方建設局)においては45年度から50年度にかけて計6地点に設置し、現在23地点で、水質自動観測局が稼働している(表2-3-25、図2-3-22)。

測定項目は、測定地点により異なるが、水温、水素イオン濃度(pH)、溶存酸素量(DO)、濁度、導電率、COD、シアン、酸化還元電位(ORP)、アンモニアである。

また、海域においては、昭和48年度に府が海域自動観測ブイ局(泉佐野沖)及びその基

地局（府水産試験場）を設置して、水温、塩分、pH、流向、流速について連続測定を行っている。

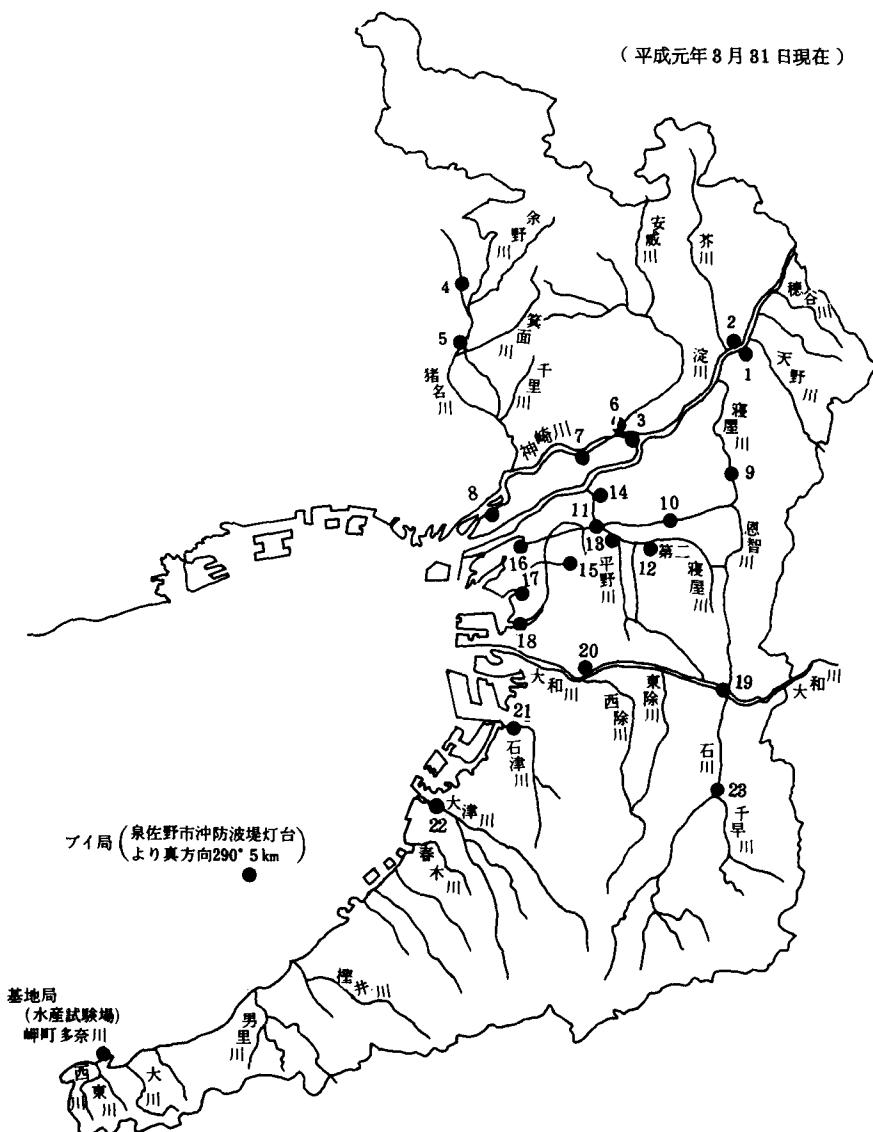
表2-3-25 水質自動観測局の設置状況

(平成元年3月31日現在)

番号	河川名	測定地点	設置主体	設置年度	測定項目								
					水温	pH	D O	濁度	導電率	COD	シアン	ORP	NH ₄ *
1	淀川	枚方大橋左岸	近畿地方建設局	45	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2	"	右岸	"	"	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3	"	淀川、神崎川 分岐点右岸	大阪府	"	○	○	○	○	○	○	○	○	
4	猪名川	銀橋※	近畿地方建設局	50	○	○	○	○	○				○
5	"	軍行橋※	"	46	○	○	○	○	○	○	○	○	○
6	安威川	神崎川合流点直前	大阪府	54	○	○	○	○	○	○	○	○	
7	神崎川	下新庄	大阪市	46	○	○	○	○	○	○	○	○	○
8	"	出来島	"	"	○	○	○	○			○		
9	寝屋川	大東市三箇	大阪府	55	○	○	○	○	○	○	○	○	
10	"	今津橋	大阪市	45	○	○	○	○	○	○	○		
11	"	京橋	"	48	○	○	○	○	○	○	○		○
12	第二寝屋川	長瀬川合流点直前	大阪府	56	○	○	○	○	○	○	○	○	
13	平野川	衛門橋	大阪市	47	○	○	○	○	○	○	○		○
14	大川	毛馬橋	"	50	○	○	○	○	○	○	○		○
15	道頓堀川	大黒橋	"	45	○	○	○	○	○	○	○		○
16	安治川	安治川大橋	"	47	○	○	○	○	○	○	○		○
17	尻無川	河口	"	49	○	○	○	○			○		
18	木津川	千本松渡	"	48	○	○	○	○	○	○	○		○
19	大和川	河内橋	近畿地方建設局	46	○	○	○	○	○		○		
20	"	浅香	"	47	○	○	○	○	○	○	○		
21	石津川	浜寺石津	堺市	54	○	○	○	○	○	○			
22	大津川	上流左岸	大阪府	59	○	○	○	○	○	○	○	○	
23	石川	千里川合流直後左岸	"	61	○	○	○	○	○	○	○		

(注) ※印の銀橋、軍行橋の水質自動観測局は兵庫県内に設置されている。

図2-3-22 水質自動観測局設置現況図



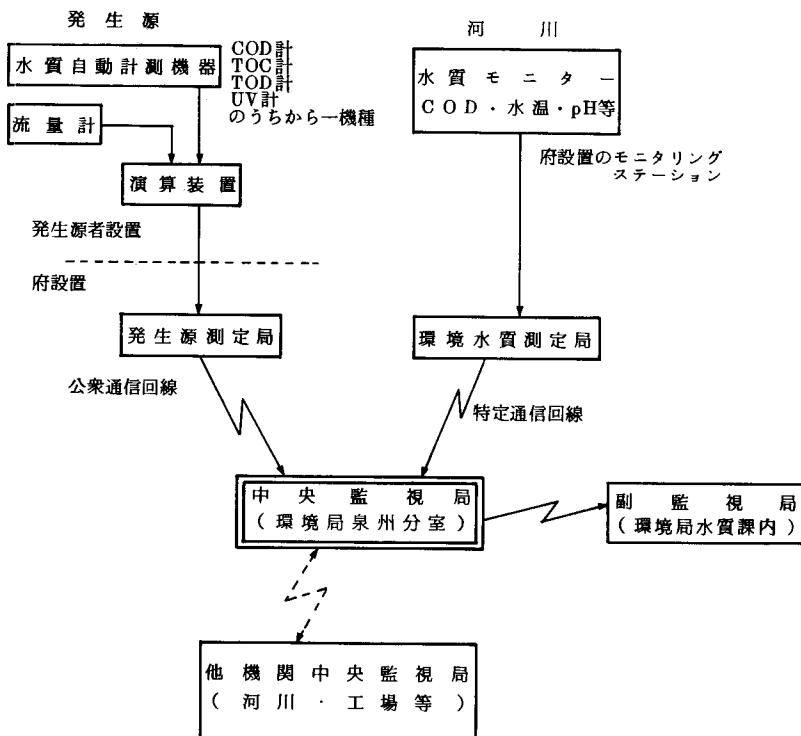
(注) 図中の番号は表2-3-25の番号に対応する。

3 水質テレメータ監視システムの整備

水質総量規制の適正かつ円滑な推進を図るため、河川の水質状況と工場・事業場の発生源から排出される汚濁負荷量を一元的に把握できる水質テレメータ監視システムを昭和56年度を初年度として整備を始めた。その概要は図2-3-23のとおりである。

昭和63年度は、発生源測定局1局を設置、1局を廃止したため、現在、計65の工場・事業場の発生源測定局並びに安威川、寝屋川、第二寝屋川、大津川、石川及び淀川の環境水質測定局から各測定データを収集・処理している。

図2-3-23 水質テレメータ監視システムの概要



(注) TOCとは全有機体炭素、TODとは全酸素要求量、UVとは紫外線吸光度を示す。